



平成 30 年度予算編成方針及び予算要求要領について

■本市の平成30年度予算について、予算編成方針及び予算要求要領を決定したので、お知らせします。

■予算編成方針及び予算要求要領を受け、各部課等では予算要求書の作成に取りかかるものであり、その提出期限を11月17日までとしています。

■その後、例年2月に開催予定の市議会定例会への提案に向け、1月末頃を目途に予算編成作業を進める予定です。

【予算編成方針の概要】

- (1) 復旧・復興事業を最重要課題としながらも、本市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」「総合戦略」の取り組みと併せて、復興交付金や各省庁の補助金などを最大限活用し、より迅速で効率的な事業執行が図られるよう事業精査を行いながら予算編成を進める。
- (2) 限られた財源を有効に活用するため、通常事業については、事業の「選択と集中」を徹底し、優先度や効率性の高い事業に重点的に予算配分を行うとともに、重点施策の推進や復興事業の進捗に合わせた効率的な事務執行体制を整えるための組織機構改革や事務事業の縮減・廃止等を検討することとし、併せて施設の統廃合や民間譲渡・廃止解体の検討も進める。
- (3) 手厚い財源措置のある復旧・復興事業においても、一部地方負担のあるものや将来の財政負担が懸念されるものがあることから、事業実施の選択を行う。

【予算要求要領の概要】

- (1) 復旧・復興事業については、国・県の補助金や交付金、震災復興特別交付税等を最大限に活用できるよう関係機関等と調整を図り、事業実施に係る地方負担や将来の財政負担についても十分に勘案した上で予算要求すること。
- (2) 経常的経費については、特別の事情がある場合を除き、平成29年度当初予算額（一般財源ベース）の95%を要求上限とする。ただし、要求にあたっては、必要性や効果、優先度を厳密に判断し経費の節減に努めること。
- (3) 政策的経費については、復旧・復興事業に人員及び財源を集中させる必要があることから、事業の必要性や効果、優先度を厳密に判断したうえで要求すること。
- (4) 市長及び市議会議員の改選期にあたることから、特に政策的な要素の強い事業等については、新年度の補正予算対応とするなどの整理を予算査定時に行うこととする。

平成30年度予算編成方針について

本市では、東日本大震災の発生以来、震災からの復旧・復興を最優先課題としながら、厳しい財政状況にも対応した予算編成を行ってきました。

住まいの再建に係る防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業については一定の目処がつき、仮設住宅の解体も順次進められておりますが、土地区画整理事業など大規模な復興関連事業や災害復旧事業は、未だ進捗中であり、被災者の生活再建や産業の本格復興に向け、なお継続的に市を挙げた取り組みが必要となっております。

国においては、平成32年度まで復興・創生期間と位置付け、引き続き財政支援が行われておりますが、人口減少、超高齢化という課題に対し、復興を土台に地域の特徴を活かした「地方創生」の取り組みも求められています。

このことから、本市では平成30年度においても、復旧・復興事業を最重要課題としながらも、市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」「総合戦略」の取り組みと併せて、復興交付金や各省庁の補助金などを最大限活用し、より迅速で効率的な事業執行が図られるよう事業精査を行いながら予算編成を進めることとします。

歳入については、市勢の基本となる人口の流出に歯止めがかからず、本年8月末現在の住民基本台帳人口は65,226人と去年同期比で875人減となっており、市税等の自主財源が落ち込むことが予想されます。また、普通交付税の算定における国勢調査人口の特例や合併団体の合併算定替えの特例が段階的に縮小され、交付額の減少が避けられない状況にあります。これらのことから、本市の財政運営は長期的に非常に厳しいものとなり、中期財政見通しで示したとおり、毎年度発生する歳入不足について財政調整基金取崩しにより補てんせざるを得ない状況が続くものと見込まれます。

このような中で限られた財源を有効に活用するため、通常事業については、事業の「選択と集中」を徹底し、優先度や効率性の高い事業に重点的に予算配分を行うとともに、重点施策の推進や復興事業の進捗に合わせた効率的な事務執行体制を整えるための組織機構改革や事務事業の縮減・廃止等を検討することとし、将来的な人口構成を見据え、施設の統廃合や民間譲渡・廃止解体の検討も進めることとします。

また、手厚い財源措置のある復旧・復興事業においても、一部地方負担のあるものや将来の財政負担が懸念されるものがあることから内容を精査の上、事業実施の選択を行っていきます。

以上を本市の予算編成に当たっての方針としますが、新規事業を含め年間の所要経費を見積もった上で、別紙要領により予算要求願います。

なお、平成30年度当初予算は、市長及び市議会議員の改選期にあたることから、特に政策的な要素の強い事業等については、新年度の補正予算対応とするなどの整理を予算査定時に行います。

平成 30 年度 予算 要求 要領

平成 30 年度の当初予算については、「平成 30 年度予算編成方針」を示しているところであるが、予算の要求に際しては、次の要領に従うこと。

1 復旧・復興事業

平成 32 年度までの復興・創生期間においては、国・県の補助金や交付金、震災復興特別交付税等を最大限に活用できるよう関係機関等と調整を図り、事業実施に係る地方負担や将来の財政負担についても十分に勘案した上で予算要求すること。

2 一般的事項

(1) 当初予算要求は、市長及び市議会議員の改選期であるが、新規事業を含め年間所要額を積算の上、要求すること。(復旧・復興事業以外は、制度改正や新たな災害発生等の状況変化並びに市長及び市議会議員の改選期を考慮し補正予算対応とされた事業を除き、原則として歳出に係る年度途中の予算補正は行わない。)

(2) 経常的経費については、特別の事情がある場合を除き、平成 29 年度当初予算額（一般財源ベース）の 95%を要求上限とする。ただし、要求にあたっては、必要性や効果、優先度を厳密に判断し経費の節減に努めること。

(3) 人件費、法定の扶助費、公債費及び債務負担行為に伴う経費等の義務的経費は、所要額を要求するものとする。なお、契約更新時にあたる長期継続契約については、あらためて仕様の見直しを行うなど、内容を精査の上、見積もること。

(4) 平成 29 年度に引き続き復旧・復興事業に人員及び財源を集中させる必要があることから、政策的経費については、事業の必要性や効果、優先度を厳密に判断したうえで要求すること。

特に、同一事業を長期（5年以上）にわたり実施している場合、事業内容の見直しや終期設定を検討すること。なお、新規事業の要求にあたっては、既存事業の廃止、見直しを併せて検討する（スクラップ・アンド・ビルド）とともに、原則、庁議及び政策調整会議に諮ること。

(5) 社会保障関係経費など、年度途中において基準改定が見込まれる事業については、平成 29 年度の実績見込みを基礎として積算することとし、確定後に補正予算で改訂による差額分を要求すること。

(6) 公共施設の更新や維持管理に必要な経費については、公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）

において示した基本的な全体方針により検討を行い要求すること。

(7) 要求に当たっては、適切な受益者負担、国・県の補助金・交付金や民間団体等による助成金の導入、交付税措置のある事業の優先的实施を検討するなど、歳入の確保に十分配慮すること。

3 歳入に関する事項

(1) 市 税

平成 28 年度の収納実績や平成 29 年度の課税状況を見極め、今後の国の税制改正等の動向や経済情勢の推移等を十分勘案し、過大・過小とにならない額を見込むこと。また、課税客体的確な把握と収納率の向上に意を用いること。

(2) 使用料・手数料及び負担金

適正な料金設定と収納率向上に努め、震災に係る減免等を踏まえた金額とすること。

(3) 国・県支出金

国・県の政策動向を把握し、確実な収入見込額を要求すること。

(4) 財産収入

財産貸付収入については、適正な額を見積ること。特に、無償貸付しているものについては、その妥当性をあらためて確認し、有償貸付への切替を検討すること。

財産売払収入については、処分可能な財産は適正な価格での売却に努めることとし、その見通しを踏まえた予算見積とすること。

(5) 寄附金

ふるさと納税も含め、勧誘や呼びかけを引き続き行っていくこと。

(6) 諸収入

震災による減収等を考慮し、前年度実績の把握と見直しを行い、年間見込み額を見積ること。

(7) 市 債

後年度において地方交付税措置されるものなど、より有利な起債を優先して活用すること。

(8) その他

各項目を通じ、過大な見積りや不確定な要求をしないこと。

4 歳出に関する事項

(1) 人件費

(ア) 報酬については、条例による報酬額を基礎とし、また、日額報酬及び費用弁償は、日数等を

最小限度で見積ること。また、嘱託職員の通勤手当相当額を併せて要求すること。

(イ) 職員給与費については、ワーク・ライフ・バランスの観点にも立って、時間外勤務の縮減に努めるとともに、平成29年度の退職者数及び平成30年度の採用予定者数等を勘案し要求すること。

(2) 物件費

(ア) 賃金については、通勤手当相当額を併せて要求し、社会保険料は必要に応じ要求すること。

また、雇用保険料の納付は年1回とされているため、平成29年度で賃金を補正予算措置したもの等の雇用保険料は平成30年度払いとなるので留意すること。

(イ) 旅費については、過去の実績を踏襲することなく、各種団体等が県外等で開催する形式的な総会等には出席しないなど、その節減に努めること。

また、費用弁償については、日額報酬等と整合性を取ること。

(ウ) 委託料については、内容を精査の上見直しを行い要求すること。

(エ) 備品購入費については、現有備品の効率的活用と共有化を図り、最小限度の要求とすること。

(オ) 市の地球温暖化防止に向けた率先行動計画に基づく行動指針も踏まえ、こまめな消灯やカラー印刷の抑制、エコドライブの率先実施などにより光熱水費や燃料費等の需用費の削減に努めること。また、役務費、使用料及び賃借料についても、特定財源の有無に関わらず、なお一層の事務処理の簡素化・合理化を進め徹底した節減に努めること。

(3) 事業費等

行政の役割や費用対効果などを踏まえ、安易に前年度の例を踏襲せず、継続事業でも内容の見直しや終期設定等に取り組むこととし、前年度の特異要因については、必ず減算を行うこと。

(ア) 普通建設事業については、震災復興計画に基づく事業を優先し、事業内容、事業効果、将来にわたる財政負担を十分検討し、国・県支出金等の特定財源を最大限活用し要求すること。

また、継続事業であっても、事業内容や実施年度の見直し並びに事業費の圧縮に努め、事業等の選定も含め、部内での検討・調整を十分行うこと。

(イ) 災害復旧事業については、国等の災害査定状況を踏まえ必要額を要求すること。なお、原状回復を原則とすること。

(ウ) 事務費が見込める補助事業等については、補助事務費を確保するとともに、可能な限り人件費に充当すること。

(エ) ソフト事業については、震災復興計画、まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」「総合戦略」に基づく事業を優先し、庁内で十分検討の上、要求すること。

(4) 負担金・補助及び交付金

負担金等については、原則として震災復興計画及びまち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」
「総合戦略」に基づくものを除き、前年度より削減に努めること。

各種団体への補助については、単に前年度と同額という要求ではなく、当該団体の平成 29 年度
の活動状況や収支状況などを確認し、補助額の積算根拠を明示すること。特に前年度からの繰越
金額が市補助金額を上回るものについては、補助金の削減を行うこと。

なお、長期にわたり継続的に行っているものや用途・目的を定めていないものについては、補
助金の終期設定や用途・目的を定めた補助への切り替えに努めること。

(5) その他

前各号を通じ、緊急性に欠ける経費は要求しないこと。

また、予算要求書の作成に当たっては、各節についての積算根拠を明確にし、過大見積りをし
ないこと。

5 特別会計及び企業会計

一般会計の予算編成に準ずるものとし、震災の影響により使用料等が減収する場合は、国等の補
てん財源を活用するとともに、経費の節減に努め、経営の健全化に努めること。

なお、災害復旧工事に係る一般会計の繰出金については、「平成 29 年度における東日本大震災に
係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金について」（平成 29 年 4 月 3 日付け総財公
第 42 号総務副大臣通知）に基づき要求すること。

平成 30 年度以降についても、会計独立の原則に立ち返り、安易に一般会計からの繰入れを求めな
いように努めること。

6 予算要求書の提出期限等

- (1) 提出期限 平成 29 年 11 月 17 日（金）
- (2) 提出先 総務部財政課財政係
- (3) 提出部数 1 部（片面刷り）